

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 軽米町 (都道府県: 岩手県)  
本事業の担当部局名 総務課

事業メニュー	結婚新生活支援事業								
区分	結婚新生活支援								
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)								
個別事業名	軽米町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続						
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	平成28 年度					
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,800,000 円								
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p>&lt;地域における実情と課題&gt; 本町は、昭和35年の17,672人をピークに人口減少が進み、現在は10,000人を割り込む状況となっており、地域経済、医療・福祉等への影響が懸念されているため、人口減少に歯止めをかけ、安心して暮らすことができる町を目指し「軽米町人口ビジョン・総合戦略」を平成27年度に策定し、計画的に取組みを推進している。 結婚への支援については町商工会で実施している婚活イベントやいきいき岩手結婚サポートセンターへの入会に係る助成等を行っているが、令和元年度の状況を見ると結婚組数は21組(当町への住民登録世帯は12組)と減少傾向となっている。 結婚支援にあたり、出会いの場の提供等のほか、結婚したいと考えている若い世代への経済的負担を支援することにより結婚へ踏み切るきっかけとなることから、今後も本事業による住居費や引越し費用などの助成を継続する必要がある。 また、結婚後の子育てに対する不安を解消するためにも、子育て環境の整備充実を図っていく必要がある。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt; 「軽米町人口ビジョン・総合戦略」において、3つの基本目標を掲げているが、そのひとつである「全ての世代にやさしく生き生きとした『まち』軽米の創生」は、6つの重点的取り組みで構成されており、本事業については、「若者男女をターゲットとした結婚支援、妊娠～出産時のサポート、就学時の学力向上施策」に位置づけられる。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>								
個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>								
	<b>【補助対象要件】</b>								
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 所得制限を設けない				
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 夫婦ともに婚姻日における年齢が50歳以下の世帯要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で負担する。				
	<b>【補助上限額】</b>								
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合				
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合				
	<b>【対象費目】</b>								
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
	<b>【その他独自要件】</b>								
夫婦の合計所得が500万円以上の場合には、各費用に係る合計を30万円とする。要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で手当とする。									
<b>2. 申請見込</b>									
①新規世帯見込	3	世帯	上記のうち	ともに29歳以下	2	世帯	左記以外	1	世帯
<b>【積算根拠】</b>									
2件(支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)×2/3=800千円 1件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×2/3=200千円 ・3件については、近年の当事業における支給実績を勘案したものである。									
<b>【令和4年度申請状況】</b>									
(令和4年4月～令和4年12月) 申請 実績 世帯数 0 世帯									
②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	有	世帯					
対象経費支出予定額	1	300,000	円						
<b>3. 広報の実施予定</b>									
町広報紙及び町HPへの掲載、町民ホール、公共施設等へチラシの配架									

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率(目標値R7はR1～5平均、現状値R2はH28～R2平均)		%	1.92(R7)	1.53(R2)
	出生者数(5年間累計)		人	253(R3～7)	182(H29～R3)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		%	1.53(R2)	
	婚姻件数		件	10(R3)	
	婚姻率		%	2.5(R2)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合		%	70	70
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」		%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」		%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	補助金の交付を受ける者は、県が実施する家事育児参画促進講座又は町長が指定する講習会等を受講させる。結婚新生活支援事業推進連絡会に参加し、事業の実施状況を報告し、未実施市町村における事業の検討に向けて協力する。 県の公共施設等に町広報紙、チラシを配架してもらうとともに、県HPでの広報も依頼する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内及び近隣地域の不動産業者やアパート経営者にチラシの配架等について協力をいただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。